

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幕別町は、国民健康保険に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道中川郡幕別町長

公表日

令和5年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出または申出)の受理、審査等に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 国民健康保険税の賦課決定及び徴収に関する事務 ⑦ 国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務 ⑧ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務という。」)</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の16、30の項 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ③ 国民健康保険法第9条</p> <p><オンライン資格確認の準備事務> ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の30の項 ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ④ 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項</p> <p><オンライン資格確認の準備事務の根拠> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幕別町住民生活部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幕別町企画総務部総務課情報管理係 北海道中川郡幕別町本町130番地1 0155-54-6608
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幕別町企画総務部総務課情報管理係 北海道中川郡幕別町本町130番地1 0155-54-6608

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	民生部町民課	幕別町住民福祉部住民生活課	事後	
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 山本 充	住民生活課長 山本 充	事後	
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	幕別町総務部総務課総務係 北海道中川郡幕別町本町130番地 0155-54-6608	幕別町企画総務部総務課情報管理係 北海道中川郡幕別町本町130番地1 0155-54-6608	事後	
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	幕別町総務部総務課総務係 北海道中川郡幕別町本町130番地 0155-54-6608	幕別町企画総務部総務課情報管理係 北海道中川郡幕別町本町130番地1 0155-54-6608	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	住民生活課長 山本 充	住民生活課長	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年7月14日	I-1-② 事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出または申出)の受理、審査等に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 国民健康保険税の賦課決定及び徴収に関する事務</p>	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出または申出)の受理、審査等に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 国民健康保険税の賦課決定及び徴収に関する事務 ⑦ 国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務 ⑧ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)</p>	事前	
令和2年7月14日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月14日	I-3 法令上の根拠	<p>① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の16、30の項</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条</p> <p>③ 国民健康保険法第9条</p>	<p>① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の16、30の項</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条</p> <p>③ 国民健康保険法第9条</p> <p>〈オンライン資格確認の準備事務〉</p> <p>① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の30の項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>④ 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年7月14日	I-4-② 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二の27、42、43、44、45の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二の27、42、43、44、45の項</p> <p>〈オンライン資格確認の準備事務の根拠〉</p> <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年7月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年7月14日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年7月14日 時点	事後	
令和3年12月10日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月19日	I-5-①部署	幕別町住民福祉部住民生活課	幕別町住民生活部住民課	事後	
令和5年5月19日	I-5-②所属長の役職名	住民生活課長	住民課長	事後	
令和5年5月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年5月19日 時点	事後	